

# 大阪のものづくりプロモーションのための匠ロゴの使用に関する要領

## (目的)

第1条 この要領は、大阪府（以下「府」という。）が商標権を有する匠ロゴ（以下「ロゴ」という。）の使用について定める。

## (定義)

第2条 ロゴのデザイン、縦・横の比率及び配色は別記のとおりとする。

## (使用目的)

第3条 ロゴは、大阪産業の強みである「ものづくり企業」の厚い集積と高い技術水準を内外に広くプロモーションし、府内ものづくり企業の販路開拓につなげていくために使用する。

## (使用者)

第4条 大阪府知事（以下「知事」という。）は、前条の目的を達成するため、下記に該当する者（以下「使用者」という。）に対してロゴの使用を認める。

- (1) 府のものづくり紹介冊子「大阪の元気！ものづくり企業」に掲載された者又は掲載予定の者
- (2) 「ものづくりB2Bネットワーク」に参加している金融機関等
- (3) 府内市町村及び支援機関等

## (用途)

第5条 知事は、使用者に対して、次の用途に限ってロゴの使用を認める。ただし、使用者の商品等に対する使用はこれを認めない。

- (1) 使用者の社内又は展示商談会等におけるブース等への掲出
- (2) パンフレット、リーフレット等の広報物や名刺等の紙媒体への掲載
- (3) ウェブサイト、動画等の広報用映像等への掲載

## (報告)

第6条 知事は、使用者に対して、ロゴの用途及び使用状況について報告を求めることができる。

## (使用料)

第7条 ロゴの使用料は、無料とする。

## (使用制限)

第8条 知事は、以下の項目に該当する場合はロゴの使用を制限し、または、使用者に対してロゴの使用中止を求めることができる。

- (1) この要領により認められた使用者の要件に該当しなくなった場合。
- (2) この要領により認められた用途以外に使用した場合。

## (苦情等の処理)

第9条 使用者は、ロゴの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもつ

て適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、知事はその責を負わない。

(その他)

第10条 その他、ロゴの適正な使用に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別 記

1 ロゴのデザイン、縦・横の比率及び配色

<p>(1) 企業ロゴ／カラー</p> 	<p>(2) 企業ロゴ／モノクロ</p> 		
<p>(3) 名刺ロゴ・和文 ／カラー</p> 	<p>(4) 名刺ロゴ・英文 ／カラー</p> 	<p>(5) 名刺ロゴ・和文 ／モノクロ</p> 	<p>(6) 名刺ロゴ・英文 ／モノクロ</p> 

2 ロゴの使用上の注意

- (1) 上記のロゴは各々一体のものであり、文字を含め一体として使用すること。
- (2) 縦・横の比率、配色、書体等を改変しないこと。
- (3) 通常の使用には、上記(1)又は(2)のロゴを使用するものとし、名刺等の狭小な場所を使用する場合にのみ、(3)から(6)のロゴを使用すること。